

## シンガポール日本人学校(中学部)P . T . A . 内規

この内規は、中学部P T Aが規約に従い会を運営するにあたり、より円滑な運営を目的として作成されるものである。

### シンガポール日本人学校中学部P . T . A . 規約の補足説明

#### 1. 規約第6条(役員を選出)の補足

- a) 役員とは四役(会長1名、副会長2名、内1名は学校側、書記1名、会計1名)と各学級委員2名(学年部役員1名、専門部役員1名)を指す。
- b) 役員を選出とは、立候補、投票選挙も含め、役員会の発足から、解散時までの役員を選出方法を指す。
- c) 四役決定日以降の次点者は、次のように定める。  
次点者とは、選挙で選ばれ公表された者のうち、四役に決定した者、帰国等の理由により除外された者以外の者を指す。また、最終決定時に繰り上がり次点者として公表された者も含む。  
会長に空席が生じた場合、副会長がこれに代わり、他の三役に空席が生じた場合、次点者が順次その任に就く。
- d) 選挙管理委員会解散後、次点者がいなくなった場合は、決定した新四役で話し合う。
- e) 四役決定時に次点者がなく、かつ四役に空席が生じた場合、空席の役員の補欠選挙を速やかに行う。  
\* 四役決定日までは、選挙内規に準ずる。
- f) 学級委員の選出をスムーズに公平に行うため、事前に立候補を募る。
- g) 帰国等の理由により部長・委員長に空席が生じた場合、副部長・副委員長がこれに代わり、学級委員次点者は副部長・副委員長の任に就く。

#### <補欠選挙について>

選挙管理委員会解散後の補欠選挙は次年度の会長の招集により、速やかに臨時選挙管理委員会を発足し、直ちに補欠選挙を行う。

#### <四役の次点者の取り扱いについて>

- ① 次点者の待機期間は、四役最終決定日以降、翌年度末までとする。
- ② 次点者は待機中、本人の意思により、小学部・中学部の学級委員に立候補することができる。  
但し、四役次点者としての責務は免除されないため、四役に欠員が生じた場合は、繰り上がって四役に就任しなければならない。よって、各部長・委員長、副部長・副委員長にも就くことができない。部員・委員全員が次点者の場合、その中から部長・委員長、副部長・副委員長を選出する。部長・委員長、副部長・副委員長となった者の四役次点順位は最後尾に繰り下げる。
- ③ 次点者は待機中、小学部各学年委員長・専門委員長、バス委員、日本人会婦人部の役員に欠員が生じても立候補することはできない。

### <学級委員の選出方法>

- ① 事前に立候補を募る。
- ② 事前に過去の役員経験の有無を調査する。
- ③ 各クラス、立候補者全員により話し合う。決まらない場合、立候補者全員を対象に抽選を行う。
- ④ 立候補者がいない場合クラスで話し合う。決まらない場合、各クラスの全員を対象に抽選を行う。但し、今年度、小・中学部役員（学級委員を含む）、バス委員、日本人会婦人部役員として決まっている方、また、過去に小・中学部役員、バス委員、日本人会婦人部役員を経験された方、日本人学校教職員関係者、会計監査人は抽選の対象外とする。（学級委員免除という意味ではない）
- ⑤ ④で抽選対象者がいない場合は、各クラスで話し合い委員を選出すること。

### 2. 規約第7条（役員の任期）の補足

規約第4条（会の運営）では、役員の権限は総会によって付与されるものであるが、旧役員の年度末の本帰国等の当地現状を鑑み、役員の任期を、4月1日から翌年の3月31日とする。  
但し、旧役員は次年度総会まで、新役員に協力する。

### 3. 規約第13条（役員会）の補足

役員会とは、2ヶ月間に1回以上開催される定例会役員会と、会長が必要と判断し招集する臨時役員会を指す。

- a) 議事採決は、役員会出席人数の3分の2の賛成をもって可決とする。
- b) 議決には、議長を除く三役も加わる。
- c) 役員会準備会の設置
  - ① 四役、各学年部委員長および各専門部部長で構成する。
  - ② 役員会の活動方針を含む、諸々に関して役員会の準備段階の話し合いを目的とし、会長が随時招集する。
  - ③ 当会は、次年度役員に対する業務引継ぎ機関としての、中心的な役割を果たす。
  - ④ 当会は、年次末反省会をもち、次年度役員準備会に活動内容を引き継ぎ、総会開催時まで運営に協力する。

### 4. 規約第16条（会計）の補足

- a) 慶事（結婚、出産等）

祝い金は出さない。
- b) 弔事

会員本人およびその配偶者、中学在籍生徒、現地採用教員が亡くなった場合、その遺族に対し香典を出す。 金額\$200  
ローカルスタッフについては、金額も含めて随時話し合い、役員会の承認を得て決める。

### 5. P T A内規の改正、追加、削除について

上記にかかる必要が生じた場合は、役員会出席人数3分の2の賛成をもって承認、発効する。

以上

平成10年12月	1日より施行	平成21年	7月15日に改定、施行
平成14年	3月6日に改定、施行	平成22年	2月24日に改定、4月施行
平成15年	3月5日に改定、施行	平成22年11月	3日に改定、翌年4月施行
平成16年	3月3日に改定、施行	平成25年	1月10日に改定、施行
平成16年	9月8日に改定、施行	平成26年11月	18日に改定、施行
平成19年	6月5日に改定、施行		